

## 令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市役所6階第1・第2委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年5月7日（金） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子委員  | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員  | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 |             |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

出席職員 4名

- |             |
|-------------|
| 事務局 長 佐山 佳明 |
| 事務局次長 小川 史江 |
| 主任主事 山田 亮   |
| 主任主事 田中 絵美  |

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- |   |    |
|---|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について                    | 1件 |
| 議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）<br>について | 1件 |
| 議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について           | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                 | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について              | 1件 |
| 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について              | 4件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について                  | 3件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について                   | 1件 |
| 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の取消願について          | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に

達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、古川和昭委員

5番、川村誠司委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。川村誠司班長より総括的な報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

浅海 議長 5番、川村誠司班長

川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。

4月30日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について、1件です。

3班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、田1筆、面積59平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による車両置場拡張用地です。

申請理由は、譲受人は中古車販売業を営んでおり、令和2年1月24日付で農地転用許可を受け、申請地の隣地を車両置場として取得しましたが、さらな

る事業拡大により新たな車両置場が必要となったことから拡張を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、全面をコンクリート敷きとし、敷地内に設置した側溝から敷地内浸透枿へ排出し、オーバーフロ一部分を水路へ排水するとともに、周囲をコンクリート擁壁で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の車両置場に隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

関係法令につきましては、ございません。

なお、本申請地は転用許可を取っていないにも関わらず、転用許可済みの隣接地と併せて車両置場として工事を行っていたことから、令和3年2月25日付で是正勧告を実施しました。千葉県では、転用可能な農地については追認による許可申請を促すこととしていたことから、その方針に則り指導を行い、始末書を添付した上で申請書が提出されたものです。

以上です。

浅海 議長  
熊谷 委員  
浅海 議長  
熊谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、熊谷弘和委員

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

4月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、田1筆、面積59平方メートルで、登記地目が田の、違反転用による現況雑種地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、土地利用計画図に記載されていない電柱が設置されていたため、使用目的について確認したところ、防犯灯や防犯カメラ設置のためとの回答だったので、土地利用計画図にその旨記載したものに差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、洗車などの排水をそのまま放流しないこと、許可後は速やかに工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談すること、違反転用があると、信用が無いものとして転用許可できなくなる可能性があることから、今後はこのようなことが無いよ

う指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、当該区域の南側にて都市計画道路及び大柏川第2調整池の計画があること、道路河川管理課より、申請地前の鎌ヶ谷市所有地の私的利用を行わないこと、車両出入口部の側溝のグレーチング蓋への変更について協議依頼があったことを伝え、取りまとめた意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページから12ページまでをご覧ください。

議案第2号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、でございます。

本件は、平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知に基づき策定するもので、昨年度当初に策定いただいた活動計画を基に、どれだけの成果があったかを点検・評価したものです。

6ページのⅡ担い手への農地の利用集積・集約化は、10.9ヘクタールの集積目標に対し、実績が11.4ヘクタールでした。続いて、7ページのⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、1経営体及び経営面積1ヘクタールの参入目標に対し、実績なしでした。続いて、8ページのⅣ遊休農地に関する措置に関する評価は、遊休農地0.2ヘクタールの解消目標に対し、1.0ヘクタール減少しました。続いて、9ページのⅤ違反転用への適正な対応は、昨年0.9ヘクタールの違反転用を発見し、全て解消されたこととなっています。これは農地転用時に発見された違反が転用により、解消されたとみなされているものです。

続いて10ページから12ページまでのⅥ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検及びⅦ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容並びにⅧ事務の実施状況の公表等については、記載のとおり特に問題はありません。

総合的な評価といたしましては、おおむね良好な実績であったものと考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

浅海 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、事務局説明のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

続いて、議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の13ページから16ページまでをご覧ください。

議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、でございます。

本件も、農林水産省経営局長通知に基づき策定するもので、議案第2号の点検・評価を基に、今年度の目標を設定するものです。

具体的な活動計画につきましては、担い手への農地集積・集約化の目標を0.4ヘクタールの増加とし、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、1経営体の参入、その参入者の取得面積を1ヘクタールとし、遊休農地の解消面積では、0.2ヘクタールを減少させ、違反転用への適正な対応につきましては、7月から9月までの違反転用防止月間に農地パトロールの強化を図ることとするなどの計画といたしました。

このことにより、決定後はこの目標達成に向けて活動いただくこととなりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

浅海 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局説明のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長

以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第6号までを報告いたします。

浅海 議長

事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事

議長

浅海 議長

田中主任主事

田中主任主事

議案書の17ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の18ページから19ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について4件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の取消願について1件につきましては、開発許可を伴う宅地造成を目的としていましたが、開発許可面積が変更になったことから届け出があったもので、事務局長専決によりこれを受理いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。以上で令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年6月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司